時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

明治廿八年九月廿七日　金曜日
舊暦乙未八月九日（丁丑）
日出午前五時三十三分　日入午後五時三十分
月出午後二時十三分　月入午前十一時四十九分
滿潮午前十一時八分　午後十一時四十七分
（西暦一千八百九十五年）
年始より　二百七十日
年末まで　九十五日

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦鹽斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價●　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき筈に付豫め廣告依賴者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること尠からず偏り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直ちに本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に寄したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

事實に於て明白なり

日淸戰爭の結果、我國人の思想に大變動を與へたるは疑もなき事實なれども就中文明進步の効用を實地に示して古流主義の到底賴むに足らざるを證明したる一事は我輩の最も喜ぶ所なり從來古學者流は其思想極めて簡單にして事物の輕重を知らず彼の所謂老儒碩學輩が古人の忠勇義烈を以て人間最高の行爲と認め國の爲めとあれば一身を犧牲に供する覺悟の外に他能なく時の運、數の多少、物の强弱等凡そ實際有形の學理論に至りては輕々看過し單に西洋流を聞けば之を厭惡し之を輕蔑して文明立國の計を度外に置き忠義一偏、以て國の光榮を維持し得べしと信じたる其所信は今日果して如何ぞや聊か悟る所ある可し今回の戰爭に彼我勝敗の大局を決したるは實に黃海の一戰にして彼の海戰の實際如何を尋るに實地經驗者の所見に於ても世界專門家の公評に於ても我海軍の勝利は軍艦の速力と云ひ兵器の銳利と云ひ又艦隊の操縱と云ひ器械訓練の點に於て敵に優る所ありしが爲めに外ならずとの說は何人も異議なき所にして一個人の勇怯强弱の如きは殆んど問題に上らざるが如し器械の銳、訓練の精、如何にして得たるやと云へば一として西洋文明の結果に非ざるはなし又我陸軍の連戰連勝一回も失敗を取らざりしは何の爲めなりや明治の初年士族の常職を解き徵兵令を發布して全國皆兵の制に改めんとしたる其時に古流の人々は之に反對して兵は護國の要具なり土百姓素町人の如き無氣無力、忠義心に乏しき輩をして其義務を負擔せしむるとは軍國の要を誤り尙武の氣慨を損するものなりとて議論頗る喧しかりしかども昨年の開戰以來北淸の野を蹂躙して戰へば必ず勝ち攻むれば必ず取り日本兵の名譽を世界に轟かしたるものは實に土百姓素町人の働にして反對論者も此事實に對して顏色なかる可し即ち西洋文明の流義に從て兵制を組織し多年來の訓練を積みたる結果にして最早や一人の疑を容るゝものはある可らず目下軍國の急務として兵備の擴張に際し新に着手を要する諸般の施設の如き何れも多々ますゝ文明流の組織を採用せんとするのみにして苟も斯道に由るに非ざれば一國の獨立も亦覺束なきの事實を知るに足る可し我國の例に引換へて支那の有樣を見るに世人或は一概に淸兵の怯弱を侮れども其怯弱は文明の組織訓練を欠くが爲めにして一個人として之を見れば忠勇義烈の精神甚だ盛なるものなきに非ず例へば彼の丁汝昌が艦破れ彈竭きて從容死に就き劉永福が彈丸黑子の地に割據して飽までも我に抵抗し臺灣の土民が婦人に至るまでも死を恐れざるが如き其本國に對して所謂臣節を盡すの一點に於ては古人に恥ぢざるの擧動と云はざるを得ず彼國の歷史に有名なる顏眞卿文天祥の如き何れも忠勇義烈の名を博して我古流學林に於ては其行爲を以て無上の榮譽と認むるのみなれども憐む可し彼等は國家の急に臨んで只臣子の分に死したるのみ支那後世の歷史家は必ず丁汝昌輩を以て顏眞卿、文天祥と同一に認むるをならん一人の覺悟としては忠勇義烈の旨に協ふたるものならんと雖も國事に於ては毫も益する所を見ず畢竟その國を文明にして富强の基を固ふするに非ざれば百の丁劉ありと雖も只忠義の名を成すのみにして盛衰興廢の大勢は如何ともする能はざるの事實を知るに足る可し左れば今日の世界に立國の體面を全ふせんとするには文明進步の事物を採用し國の富强を謀るの外に術なきは明々白々の數にして識者の夙に認むる所なれども世間には兎角古學の流義を脫せざるもの少なからずして或は學校の敎育などにも忠勇義烈云々の旨を重んじて却て文明の主義を擯斥するの風を成し一時の狂態人をして驚かしめたることもありしに今回戰爭の結果は眼前に物の道理を證明して苟も眼あるものは之を解するに難からず古流の心醉家も此度こそは全く醉を醒ましたることとならん今後の國勢は最早や進むの一方にして決して退くの患はある可らず我輩の甚だ愉快に思ふ所なり

官報

○勅令

朕海軍卒職名等級表中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十八年九月二十五日　海軍大臣侯爵　西鄕從道

○勅令第百三十二號

明治二十二年勅令第五十八號海軍卒職名等級表中「火夫」ヲ「機關兵」ニ「看病夫」ヲ「看護」ニ「厨夫」ヲ「主厨」ニ改ム

○告示

○遞信省告示第百四十六號

山形縣下羽前國西田川郡袖浦村大字宮野浦ヘ建設シタル燈臺ニ於テ不動白色ノ燈明（無等）ヲ設ケ明治二十八年十月二十日以後每夜點火ス但該燈臺ハ酒田燈臺ト稱ス

明治二十八年九月二十六日　遞信大臣子爵　渡邊國武

一　燈臺ノ位置ハ水路部出版第百四十四號ノ海圖ニ依レハ北緯約三十八度五十七分三十秒ニシテ東經約百三十九度五十分ニ當ル

一　該燈臺ハ木造六角形ニシテ白色ニ塗リ基礎ヨリ燈火マデ高サ三丈ナリ

一　該燈火ハ眞方位北二十度東ヨリ北七十一度西マデ二百六十九度間ヲ照輝ス

右方位ハ海上ヨリ燈臺ニ向テ測定ス

一　該燈火ハ水面ヨリ高サ五丈四尺ニシテ其光達距離ハ晴天ノ夜六海里トス

雑報

○政黨の運動、尙は寂寥

例年なれば今頃は在野政治家が徐々と騷ぎ始むる時節にして大會の噂或は其準備として地方遊說などを試みる政界何となく色めき渡る頃なれども今年は寂として殆ど其聲をだに聞かず戰爭の爲め平穩無事なりし昨年を除きては議會開會以來未曾有の政況なりと云ふも不可なし其源因を尋ぬるに戰勝後國勢一變と共に是迄朝野の爭點たりし諸問題悉く消滅し其代りとして戰後經濟策軍備擴張案內閣責任等の新問題現れ出で舊問題の爲めに組織せられ居たる政黨の連合が新問題に向つても舊の如く永續し得ること能はざるに由るものならん其最も著しき一例は對外硬派たる非政府的連合中隨分苛激の分子たりし國民協會が責任問題に就き惜氣もなく數年來運動を共にせし政友と袂を分ちたるの事にて之が爲めに非政府黨の勢力俄然として衰耗し今や次期の議會に於ける非政府黨の勝利十中八九まで覺束なきに至れり其他革新黨が軍備擴張に對し他の連合黨と意見を同ふせざるが如きも亦其一例なるべき歟斯の如き結果を生ずるは二三問題の爲めに組織したる政黨連合に免るべからざる出來事にして今日は正に政黨革新の時機に際し乍ら非政府黨中の策士連は猶既往の勢力を忘るゝこと能はず微弱ながらも連合を維持し置き諸般の新問題に當らんと企つるもの〻如くなれども果して其目的を達し得べきや否や疑はしきの限りにこそ去りながら責任問題の事に對しては國民協會を除き稍々其目的を達し得たりと云ふを得べきも素より議會に於て過半數を占むるの成算あるにあらざれば今後非政府黨の執るべき道二あり一は所詮勝算なしと諦め言譯の爲め議會に提出するに止むると一は今日の儘にては敗北と定まり居る故是より必死の運動を試み大勢を一變するにあれども未だ何れとも斷然たる決定をなさゞるもの〻如く唯だ僅に試みつゝあるは自由黨の地方團體に於けるが如

く自由黨を分裂せし
北其他一二の地方に
結果未だ分明ならず
して了りたる今日なれ
きことと容易に之ある
ば开は非政府黨が非
る後なりと知るべし
だ遲緩なれども之に
る即ち自由黨內部に
諸新聞に散見するが
出入すること頻繁な
べく之に對して某々
ふ風說、遠くは政府
ふ風說等は右の副手
政府黨より出でたる
て又自由黨は之に對
る敵兎に角に現在の
恐るゝに足るべき程
者の如くなれ共警戒

○暗號廣

人往々秘密の相談を
如きは特に其必要を
會すれば某は某と會
り易く左ればとて電
用ふるも亦或は秘密
中の秘を語らんとは
避暑の際、偶然相會
話めなきにあらず畢
夫なきが爲めにして
の不便を免るゝもの
定め置き新聞紙面を
して紙面を見れば種
には何人が何人に向
を解するを得ず秘密
れなし其一二例を示
異珠よ、火曜日の
十郎よ、余は到底、
小鍛冶君、目今時
大鼠君は佛朗西料
太郎殿の車は双方
にありしか貴殿の
れ
さの字君に關する
はの字氏が嘗て所
左樣なら
民君よ午後三時宜
我國人も此工夫を利
ことを得ざる場合には
なば便利にして興味

○雨夜の

雀右衞

みのはど無常の嵐にさ